



～東日本大震災復興基金事業～**観光施設再生・立地支援事業補助金**



宿泊施設立地支援型

宮城県では、東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために事業化しました「宮城県観光施設再生・立地支援事業補助金 宿泊施設立地支援型」の募集を行います。

補助対象者

沿岸部市町において、共同で費用負担することにより宿泊施設を設置する、被災宿泊事業者を含む複数の事業者によるグループの構成員

沿岸部市町とは、下記の15の市町をいいます。

- ①仙台市(ただし、宮城野区、若林区に限る) ②石巻市 ③塩竈市 ④気仙沼市 ⑤名取市 ⑥多賀城市
- ⑦岩沼市 ⑧東松島市 ⑨亘理町 ⑩山元町 ⑪松島町 ⑫七ヶ浜町 ⑬利府町 ⑭女川町 ⑮南三陸町

※ 民間の方で、個人、法人の別は問いません。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除きます。

※ 補助対象要件の詳細について、必ず要綱・取扱要領を御確認ください。

補助対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費など

**補助率
補助限度額**

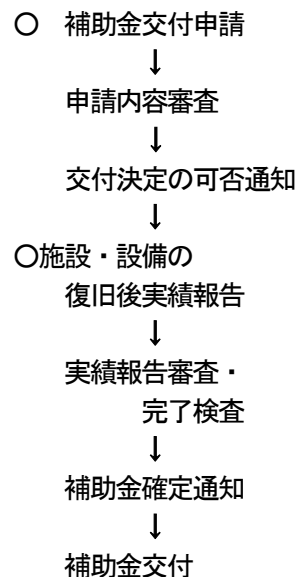
沿岸市町の被災宿泊事業者

補助対象経費の 1/2 以内 [上限] 1,000万円, [下限] 100万円
補助対象経費が消費税抜きで200万円を下回った場合、補助の対象となりません。

上記以外の者

補助対象経費の 1/3 以内 [上限] 700万円, [下限] 100万円
補助対象経費が消費税抜きで300万円を下回った場合、補助の対象となりません。

申請から交付までの流れ



※○印が申請者が行うもの

●募集期間

令和3年11月1日(月)～令和3年12月3日(金)
午前9時～午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く)

●申請先 宮城県庁観光政策課

●様式及び必要な書類等は、観光政策課ホームページでダウンロード及び確認ができます。様式は各申請先でも配布いたします。

【観光政策課ホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>

●申請内容の審査を経て、予算の範囲内で助成先を決定します。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部 観光政策課 観光産業振興班
電話 022-211-2755/FAX022-211-2829/e-mail:kankouss@pref.miyagi.lg.jp

※裏面も御覧下さい

申請要件

- 1 共同で費用負担することにより宿泊施設を設置すること。
 - (1) 当事業で設置する宿泊施設は、沿岸部市町に立地するものとします。
 - (2) グループ内の各申請者は、宿泊施設設置の費用負担を共同で行うものとし、グループには補助下限を満たす費用負担を行う者が2者以上（うち1者以上は被災宿泊事業者）いることを要します。
 - 2 被災宿泊事業者を含む複数の民間宿泊事業者によるグループの構成員であること。
 - (1) 被災宿泊事業者とは、東日本大震災により、沿岸部市町に所在する宿泊施設に全壊又は大規模半壊の被害を受けた中小企業者等をいいます。
 - (2) 被災宿泊事業者は、旅館業の営業許可を受け、当宿泊施設の運営に主体的に携わることを要します。また、被災宿泊事業者以外の申請者も、運営に参画するものとします。
 - (3) 以下に定める者は、自身も被災宿泊事業者でない限り、グループの構成員として、申請者となることができません。
 - イ 被災宿泊事業者が個人の場合、当被災宿泊事業者の親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）及び当被災宿泊事業者が役員を務める法人
 - ロ 被災宿泊事業者が法人の場合、当被災宿泊事業者の役員、役員の親族
- その他
- (1) 申請者は、設置する宿泊施設において、地域住民を雇用するよう努めるものとします。（地域住民とは、東日本大震災発生時に既に県内に居住していた方をいいます。）
 - (2) 宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付申請をすることができません。
 - (3) 県税に未納がある事業者等には、補助金の交付申請をすることができません。

補助対象経費

下記の経費が対象となりますが、いずれも沿岸部市町に宿泊施設を新たに設置する場合に限ります。

- ①被災した施設及び設備の解体撤去に要する経費
 - ②被災した施設の修復及び建替に要する経費
 - ③被災した設備の修繕又は入替に要する経費
 - ④施設及び設備に付帯する工事に要する経費
 - ⑤診断・調査後に工事を行う場合の耐震診断・地盤調査に係る経費
 - ⑥土地復旧費
- その他
- ・ 他の事業者に貸与することを目的とする施設及び設備は除きます。
 - ・ 対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とします。
 - ・ 土地の取得に係る経費は除きます。
 - ・ 住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分に床面積の割合を乗じて得られた額）とします。
 - ・ 「設備」については、資産として計上する建物付帯設備及び単価10万円以上のものを補助対象とします。
 - ・ 申請時点で既に宿泊施設として使用している建物の改築、修繕、増築等に係る費用は補助対象としない。

申請書提出先

<観光政策課 観光産業振興班>
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県庁14階 電話022-211-2755